



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	刑事法学の視点から-人体・ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制をめぐる序論的考察
Author(s)	甲斐, 克則; KAI, Katsunori
Citation	北大法学論集, 54(6), 156-169
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15259">https://hdl.handle.net/2115/15259</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(6)_p156-169.pdf



## 刑事法学の視点から

——人体・ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制をめぐる序論的考察

甲斐克則

### 一、序

(1) 生命倫理・医事法の問題を考える際に、近年、しばしば「人間の尊厳」という用語が用いられる。しかし、論者によって、その意味合いが異なることがある。ホセ・ヨンパルト教授は、「人間の尊厳」と「個人の尊重」を区別されつつ、次のような九つの命題を立てられた<sup>(1)</sup>。そこで、これを手懸かりにして、まず、この用語がどのような脈絡で用いられているかを分析しておこう。

〔①〕『人間の尊厳を尊重すべき』というのは、例外のない倫理学上、かつ法学上の原則である。

②これに対して、「個人を尊重すべき」という原則には例外がある(例えば、『公共の福祉に反しない限り』、日本国憲法第一三条)。

③質の問題としても、量の問題としても、『すべての人間は同じように尊厳をもっている』。

④従って、『すべての人間は尊厳をもつ人間としては平等である』。

⑤しかし、『すべての人間は個人として異なるのだから、個人としては平等でない』。

⑥「人間は人間としては平等を要求し、個人としては自由を要求する」。

⑦『尊厳をもつのは人間だけであるが、尊厳をもたないが尊重すべきものは他にも沢山ある』(すべての価値のあるもの)。

⑧「各個人の良心は、社会的にも法律的にもできる限り尊重すべきである」。

⑨……「人間の尊厳」から「人命の尊重」は引き出されるが、その逆ではない」。

これらの九命題は、本題との関係で示唆深いものを提供している。このうち、①③④の命題は、生命倫理・医事法の問題だけにとどまらず、犯罪と刑罰の問題を含め、あらゆる問題を考える場合に通底するものといえる。<sup>(2)</sup>とりわけ生命倫理・医事法の基本命題として、これらは、存在論的基盤をもつて厳として存在する人間に生来備わったものである。人体実験などは、まさにこのことを念頭において考えなければならない。また、⑧の命題は、精神的自由権の尊重として異論なく認めることができる。

(2)これに対して、②⑤⑥⑨の命題は、例えば、自己決定権を無制限に尊重すべきかという問題、したがって生命倫理・医事法の具体的問題と深く関係する。「人間の尊厳」と「個人の尊重」とは、ある場合には重なり合うが、必ずし

も同一ではない点に留意する必要がある。一方で、個人の尊重ないし自由の尊重に至上の価値を置き、例えば、医師による自殺幫助の場合には言うに及ばず積極的安楽死でさえも適法であるとする考えもありうるが、人間は単に個として孤立的に存在するのではなく社会的存在であることからすれば、やはり生命処分については内在的制限があると思われる。「殺害されることを請求する権利」や「自殺の権利」としての自己決定権を承認することはできない<sup>(3)</sup>。自己決定は重要であるが、万能ではないことを自覚すべきである。したがって、積極的安楽死や医師による自殺幫助は違法である。せいでい間接的安楽死や消極的安楽死において患者の自己決定権が尊重されるにとどまると解すべきである。また、⑨の命題との関係では、輸血拒否や尊厳死問題における延命拒否の範疇であれば、まさに「各人に各人のものを (summi bene)」という意味で、「自分らしく最期を生きる」方法として自己決定権は尊重されるべきである。例えば、遷延性植物状態の患者の生命を実験的に強引に引き延ばす行為は、形式的にみれば「人命の尊重」のようにみえても「人間の尊厳」を侵すものであり、このような延命の強制は許されない。

さらに、生命の発生の周辺でも、例えば一定の体外受精は容認できるとしても、人工生殖の手段として体細胞クローニング技術を用いても子どもを産みたいという自己決定権は、「人間の尊厳」と抵触する懸念があり、認めることはできないであろう。

なお、⑦の命題は微妙であり、動物の扱いをめぐる問題、すなわち広義の生命倫理の問題と関係するし、人体から切り離された人組織、細胞、(争いがある)初期胚の扱い、あるいは死体の扱い、場合によっては診療情報や遺伝情報をめぐる問題とも関係する。

(3)とここで、「人間の尊厳」といえば、カントの見解が想起される。カントは、まず、「汝の意思の格率が、つねに

同時に普遍的立法の原理として妥当しうるように行為せよ<sup>(5)</sup>と説き、さらに、「汝の人格の中にも他のすべての人の人格の中にもある人間性を、汝がいつも同時に目的として用い、決して単に道具としてのみ用いない、というようなふうに行為せよ<sup>(6)</sup>」という命題を説いた。そこには、「自律が人間およびすべての理性的存在者の尊厳の根柢なのである<sup>(7)</sup>」、という人間観がある。これは、いわば徹底した自己立法の主張であるが、決して一個人だけを念頭に置いたものではない。確かに、「人間を手段としてのみ用いてはならない」というカントの前記命題は、現在でも継受すべき重要命題である。しかし、「自律的人間像」だけを念頭に置いて生命倫理・医事法を論じることには、危惧の念もある。なぜなら、とりわけ意思決定能力のない人々（例えば）遷延性植物状態の患者）に対しても、前記命題は妥当すべきであるが、もし、これらの人々が「自律的人間像」から除外され、したがって前記命題がこれらの人々には妥当しないというのであれば、大きな問題だからである。したがって、この命題を用いる場合にも、もつと詰めた繊細な議論がなされるべきだと思われる。

いずれにせよ、「人間の尊厳」は、生命倫理・医事法の領域において、いまや確固たる基盤を有しているといえる。そして、「人間の尊厳」は、人間存在にとり本質的なものでありながら日常生活に内在する具体性を持った実在的なもの（「自分を人間として扱ってくれ」という叫びの源泉）であり、決して抽象的概念ではないし、特定の宗教的概念だけのものではないと思われる。日常生活では、その内容を言語化しにくいだけである。その分だけ、人により理解が異なる場合が見受けられる。したがって、その内容を具現化していくことが、生命倫理ないし医事法学の重要な課題といえる。「人間の尊厳」について一言すれば、アルトゥール・カウフマンが説くように<sup>(8)</sup>、その実存形式は多様であっても、存在の本質においては同一である。しかも、消極的定義という方法でしかそれを定義できない性質のものでもある。このことを念頭に置いて、以下、具体的問題に即して検討してみよう。

## 二、身体の法的地位

(1) 人体利用と「人間の尊厳」について考える前に、まず、総論的問題として、現行法が人の「身体」をどのように位置づけているかを確認しておこう。身体を法的に考察する場合、いうまでもなく、その保護が中心となるが、同時にその処分権も問題となる。ドイツ憲法と異なり、日本では、憲法上「身体」について必ずしも明確な位置づけを与えていない。ある程度これを明確に規定しているのは、刑法二〇四条の傷害罪の規定（「人の身体を傷害した者は、一〇年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金若しくは科料に処する。」）であり、また民法も、身体への不法な攻撃に対して不法行為責任（民法七〇九条）で対応することにより身体の保護を図っている。

(2) ここでいう「身体」の内容としては、一般に身体の完全性ないし統一性と生理的機能というものが考えられている。しかし、生命についてはその処分権が刑法二〇二条の同意殺人罪の規定で制限されているのに対して、身体への処分権については規定もなく、ドイツ刑法二二八条のように公序良俗違反による同意傷害の制限規定もなく、これらは解釈に委ねられている。行為態様や目的の「公序良俗違反」を根拠として制限を設けるか（通説・判例（最決昭和五五年一月一三日刑集三四卷六号三九六頁））、あるいはパターンリズムを極力排して「生命の危険性」を基準として制限を設けるか、争いがある。前者は、基準の流動性からして問題がある。しかし、後者も、基準としては大雑把である。身体の自己所有性、したがって自己処分権を認めるにしても、憲法上の基本的人権の尊重（とりわけ憲法一三条の個人の尊重・幸福追求権）の趣旨からして、身体は人格権の重要基幹部分として位置づけられるべきであり、そうだとすれば、むしろ「人格の同一性の著しい変更」という点に限界基準を設定すべきではあるまいか（例えば脳の重要部分の切除

等)。

(3) かくして、いずれにせよ医療という場面でも、患者の身体を医療関係者が一方的に扱うことはできず、インフォームド・コンセントおよび自己決定権が重要な役割を演じることになる。その意味では、いわゆる「デカルト的心身二元論」は妥当でなく、むしろ私が立脚する存在論的観点からすれば、身体と意思は分離しえない統一体として捉えるべきである。そのかぎりでは、「人格(権)の尊重」と「人間の尊厳」とは符合するといえる。しかし、自己決定権は万能とはいえず、「医療」という枠の中で内在的制約に服することがある点にも留意する必要がある。

### 三、身体から切り離された「身体の一部」および死体の法的地位

(1) 問題は、臓器移植等でみられるように、患者の身体の一部が切り離された場合である。刑法上、生体であれば当然ながら殺人罪による保護を受け、その身体も、前述のような保護を受ける。したがって、例えば、部分生体肝移植のような場合の、ドナーから摘出された臓器の一部は、それ自体の生存力をまだ維持しており、しかもレシピエントに生着する予定のものなるがゆえに、適用条文について不明確さを残すものの、直接的に人格権の一部として保護を受けることになる。ここでも、「人格(権)の尊重」と「人間の尊厳」は符合すると思われる。あるいは、脳死体から摘出された心臓等の臓器も、直接的に人格権を持ち出せるかについては、なお検討を要するものの、基本的に同様に考えることができる。そして、臓器売買禁止の根拠も、一応そこに求めることができる。「一応」というのは、後述のように、臓器よりも小さい身体の一部(切り離された)一部や細胞等も同様の扱いになるか、という問題があるからである。

しかし、いずれの場合も、例えは、その臓器を第三者が持ち逃げしたり破損した場合、どのような刑事法的効果を伴うのか、必ずしも明確ではない。民法上は、少なくとも不法行為（民法七〇九条）が成立すると思われるが、刑法上は、臓器が財物でない以上、窃盗罪（刑法二三五条）や器物損壊罪（同二六一一条）が成立するというわけにはいかないし、もちろん死体損壊罪（同一九〇条）が成立するわけでもない。刑法上、他に適用条文がないのである。この場合は、「人体構成体に対する罪」といったような新たな立法手当が必要である。

(2)ところが、死体になれば、刑法上は死体損壊罪（一九〇条）で保護されるにとどまり、死体の一部の扱いについては明文の禁止規定がない。刑法一九〇条は、「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する」と規定するにとどまる。そもそも死亡直後の死体の一部をなお「身体」と呼ぶのか、必ずしも明確でない。解釈論としては、おそらくそれは困難であろう。また、死体から腎臓を勝手に摘出すれば、「損壊」となるであろうが、その腎臓を他者に売却した場合はどうであろうか。かつて大審院は、他人の墳墓を発掘して（刑法一八九条）、死体を領得し、その死体の肝臓および脾臓を別の人物に売った事案について、贓物故買罪（刑法二五六条二項）の成立を認めた原審判断を破棄し、次のように述べた（大判大正四・六・二四刑録二二輯八八六頁…ただし、漢字は一部現代表記とした―筆者）。すなわち、「刑法第一九〇条及第一九一条ニ所謂死体トハ死者ノ祭祀若クハ紀念ノ為メ墳墓ニ埋葬シ又ハ埋葬スヘキ死体ヲ云ヒ之ヲ損壊遺棄又ハ領得スルコトハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ害アルヲ以テ法律ハ礼拝所及墳墓ニ関スル罪ト題スル章下ニ右二条ノ規定ヲ設ケ社会共同ノ利益ヲ保護スル為メ之ヲ禁シタルモノニシテ死体ヲ私権ノ目的タル一般ノ物ト同視シ財産上権利ニ関スル一個人ノ利益ヲ保護スル為メ之ヲ禁シタルモノアラサレハ右二条ノ規定ニ背キ領得シタル死体ハ他人ノ財産権ヲ侵害スル不法行為ニ因テ得タル贓物ナリト云フヲ得



ス」と。もちろん、当時、現在のような問題状況にはなかったが、死体について財物性を否定したこの判断は、現在の解釈論からしても、正当と思われる。<sup>10)</sup>

ところが、学説の中には、次のような見解もある。すなわち、「死体の全部または一部に対する使用・収益・処分の可能性についてみると、例えば、火葬後の残留骨片は肥料等の原料となり得るし、頭髮は鬘の材料となり得る。さらに、骨格標本（本物の人骨）は現に商品として売買される例があるし、古代人の骨やミイラ等が考古資料として研究や展示の対象とされることも多い。また、死体解剖実習は死体を教材として使用・収益するものに他ならない。死体からの臓器移植も（生体からも同一であろうが）法的には誰かの所有権の客体として他人に譲渡されるものと評価されざるを得ないであろう。このように、死体も適法に客観的価値を担い得る性質を有しているのであるから、その限りにおいて死体の客観的価値を全面的に否定することは不可能であり、これを以って財産的価値があると認め得るならば、死体は常に財産的価値を有することになり、財物と言える死体とそうでない死体との区別はあり得ないことになる」<sup>11)</sup>。さらに、「死体については、生者のための使用・収益・処分が可能であっても一般的に一般的には予定されていないからこそ、棺の内外を問わず同一の取扱を受けることになるのであって、前述のように死体（の全部または一部）を生者のために使用・収益・処分するのは、当該死体について例外的に埋葬が放棄され、または留保された場合のみに限定されるのである。よって、葬祭対象とすることが完全に放棄され、もっぱら生者のための使用・収益・処分のみが予定されている死体（標本等）は、当然に一九〇条の客体から排除され、客観的価値のみを以って評価されなければならないが、生者のための使用・収益・処分の後に葬祭を行うことが予定されている死体（解剖実習のための献体等）は、狭義の財産犯罪の客体であると同時に葬祭対象でもあると理解すべきである」<sup>12)</sup>。と。しかし、このように死体それ自体を財産罪の客体としてしまうことは、人体の商品化の突破口となりうる懸念があり、賛同しがたい。もつとも、最近起きた死体

解剖保存法に関わる二つの自治医大病院事件（東京地判平成一二・一一・二四判時一七三八号八〇頁、東京地判平成一四・八・三〇判時一七九七号六八頁）のようなケースを考えると、民法上は、本来の意味での所有権でなくとも、支配権という理論構成も考えられるが、なお慎重に検討したい

これに対して、ごく一部の細胞を採取した場合、なお「損壊」となるか、これまた不明確である。しかし、解釈論としては、やはりこの場合も、売買等の商業主義的扱いを禁止するのが一般的である。その根拠は必ずしも明確でないものの、死後といえどもなお人格権の一部が残存するという考えと、死者に対する遺族の敬虔感情の保護という考えがありうる。

(3) 私自身は、存在論的観点から、単なる敬虔感情を超えて、死者ないし死体にも生者に準じた固有の（社会的レベルでの）「死者の尊厳」ないし「死体の尊厳」があるのではないかと考えている。かつて、伊藤栄樹・元検事総長は、『人は死ねばゴミになる』（一九八八年・新潮社）という闘病記を出版されたが、これを文字通り受け取ってはならないであろう。人類は長年、死者ないし死体を物とは異なるものとして扱ってきた。まさにそこには、死者にも生者に準じた固有の（社会的レベルでの）「死者の尊厳」ないし「死体の尊厳」があると思われるのである。<sup>(13)</sup> しかも、死体には、その人の歴史が刻み込まれているし、何よりも遺伝情報という貴重な代え難いものが同時に存在している。そこから、死者から摘出した臓器売買の禁止の根拠も導き出せるのではなからうか。ましてや脳死体の場合、まだ社会的に十分に死体として受け止められていない部分もあり、少なくとも現段階では生体に準じた扱いをすべきであろう。臓器移植法八条が「死体から臓器を摘出するに当たっては、礼意を失わない」ことを要求しているのは、この意味で理解すべきである。少なくとも、摘出臓器を財産と同様に扱うことは、法的に禁止すべきものと考えられる。また、そのように考えると、臓器

提供の意思は、やはり本人のみが原則として表示できると解するほかない（コントラクティング・イン方式の堅持）。したがって、家族に臓器提供を全面的に委ねることは問題がある。ましてや、本人および家族の意思を無視して臓器摘出をすること（コントラクティング・アウト方式）は許されないとわねばならない。

#### 四、ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制

（一）臓器以外の各種ヒト組織・細胞についても、基本的に同様に考えるべきだと思われるが、現状は、徐々にその「商品化」が進む懸念を抱かせる兆候がある。周知のように、アメリカでは、人体組織が商品化している<sup>(14)</sup>。血液のように身体そのものというよりもむしろ身体の成分となるもので再生可能なものと、血管のように身体の一部を構成するものとは扱いが異なるのか、あるいは「身体の有効利用」という功利主義が医療とどのように調和するのか、という点も含めて、「商品化」禁止の明確な法的根拠および枠組みを呈示すべき時期にきている。さらに、これと関連して、病理解剖で用いた死体の一部（「ヒト由来物質」）の研究利用についても、一定のルールを作るべきである。最近、日本組織培養学会倫理問題検討委員会<sup>(15)</sup>や日本組織移植学会<sup>(16)</sup>が相次いでヒト組織ないし細胞の利用に関してガイドラインを作成したことは、その点で評価できるが、今後それらを法規範にまで高める検討をすべきである<sup>(17)</sup>。

（二）その際、規範的根拠は、いずれも「人間の尊厳」に求めるほかないように思われる<sup>(18)</sup>。しかし、それは、人の生命それ自体とか生体の一部を構成している身体と同等とはいかない。さればと云って、物とも異なる存在である。敢えていえば、「人間の尊厳」が本質的なものとして根底にありながら、それぞれの段階において姿を変えて存在態様とし

て表出しているのではないかと考える。法解釈論的には、生命については、当然に殺人罪（刑法一九九条）の規定が直接「人間の尊厳」を保護すべく存在しているし、身体については、傷害罪（刑法二〇四条）の規定が生命よりもやや縮小した形で（本人の自己処分を一定程度尊重するという意味で）「人間の尊厳」を保護すべく存在しているし、胎児については、墮胎罪（刑法二二条以下）の規定が「生成中の人」として既生の生命よりやや縮小した形で「人間の尊厳」を保護すべく存在している。また、ヒト受精卵<sup>(19)</sup>については、日本では直接の保護規定は現在のところなく、関連法として「ヒト・クローン技術等規制法」<sup>(20)</sup>があるにすぎないものの、その存在は、胎児と同等とはいかないにせよ、やはり「人間の尊厳」と連動する存在としてその保護を要求するものである。ヒト受精卵の保護立法が望まれる。さらに、死体やヒト由来物質も、人でもないし物でもない存在でありながら、その根底や背後にいつも「人間の尊厳」が控えて存在するものであり、独自の保護を要求するものである。これは、新たな保護体系に位置づけるべきである。

(3) そのことを前提として、ヒト組織・細胞を用いた研究に際しては、①インフォームド・コンセントの原則的確保、②研究計画から人類の福祉に役立つことが合理的に予測できる範囲のものであること、③他に有効な代替手段がないこと、④重大なリスクを伴わないこと、⑤研究プロトコルの遵守、以上の五原則に基づく場合にかぎってこれを許容し、逆に、これに反する場合は、違法行為として扱い、著しい濫用ないし逸脱については、刑事罰で対応すべきであると考える。この点で、オランダのシステムは、<sup>(21)</sup>大いに参考になる。より具体的には、「再生容易なもの」と「再生困難なもの」とを分けるなど、段階を設けて柔軟に対応すべきように思われるが、なお検討したい。

## 五、結 語

以上、人体・ヒト組織・ヒト由来物質の利用と刑事規制に関して、序論的考察を加えてきた。紙数の関係もあり、細部にわたる検討および具体的提言は、別途行わざるをえない。

最後に、メディカル・デュープロセスの法理を提唱しておきたい。これは、数年来私が提唱しているものであるが、医療、とりわけ人体実験・臨床試験・治療の実験のようなものについては、社会的観点も加味して、適正手続による保障がなければ、当該医療行為ないし医学的研究は違法である、とする法理である。具体的には、実験段階から個々の被験者・患者に対するインフォームド・コンセントはもとより、その前段階として彼らに熟考期間（カウンセリングを含む）があつたか、安全性について倫理委員会（これも独立した機関であることが望ましい）の適正な審査を受けているか、人類に多大な影響を与えうるもの（例えば、先端医療技術の新規なものや遺伝子関係のもの）については、プライバシーを侵害しない範囲で情報公開をし（遺伝子情報はプライバシーを超える）、社会的合意・承認を得ているか等をチェックして、そのいずれかでも欠けていれば、当該医療行為ないし医学的研究は違法であり、そのようにして得られたデータに基づく学術論文の公表を禁止したり、それ以後の公的研究費を凍結する等の行政処分をし、悪質なものについては民事責任、場合によっては刑事責任を負わせようとするものである。これによって、「人間の尊厳」を保障し、また、専門家の責任を社会に対して担保することができるように思われる。科学技術・医療技術の進歩は、「人間の尊厳」に根ざした一定の規範的コントロールとセットになつて初めて平和利用、ひいては人類の福祉に役立つものである。

注

（1）ホセ・ヨンパルト「人間の尊厳と国家の権力」（一九九〇・成文堂）六八一―六九頁。なお、同「再び、『個人の尊重』と『人間の尊厳』は同じか」法の理論19（二〇〇二）一〇三頁以下参照。また、ヨンパルト教授の見解を含め、「人間の尊厳」

- について憲法的観点から分析した論稿として、青柳幸一「個人の尊重」と「人間の尊厳」ー同義性と異質性ー」同著「個人の尊重と人間の尊厳」(一九九六・尚学社) 五頁以下、同「人間の尊厳と個人の尊重」同著「人権・社会・国家」(二〇〇二・尚学社) 六一頁以下があり、生命倫理・医事法の視点から分析した論稿として、甲斐克則「人間の尊厳」と生命倫理・医事法ー具現化の試みー」三島淑臣教授古稀祝賀論集『自由と正義の法理念』(二〇〇三・成文堂) 四八九頁以下、同「生命倫理および医事法の原点としての被験者保護と『人間の尊厳』」生命倫理一三卷一号(二〇〇三) 七〇頁以下がある。その他、「人間の尊厳」に関する重要論稿として、ホセ・ヨンバルト教授古稀祝賀「人間の尊厳と現代法理論」(二〇〇〇・成文堂) 第一部所収の各論稿、水波朗「人間の尊厳と基本的人権」(一)(二)同書二一九頁以下および法の理論20(二〇〇〇)一七頁以下、『特集・生命倫理と人間の尊厳』理想六六八号(二〇〇二)所収の各論稿等参照。
- (2) この問題の詳細については、甲斐克則「刑事法と人権」ジュリスト一二四四号(二〇〇三)一四九頁以下参照。
- (3) この問題の詳細については、甲斐克則「安楽死と刑法」『医事刑法研究第一卷』(二〇〇三・成文堂)の随所参照。
- (4) この問題の詳細については、甲斐克則「尊厳死と刑法」『医事刑法研究第二卷』(近刊・成文堂)の随所参照。
- (5) カント(波田野精一||宮本和吉訳)『実践理性批判』(岩波文庫) 五〇頁。
- (6) カント(野田又男訳)『人倫の形而上学の基礎づけ』『中公・世界の名著32・カント』(中央公論社) 二七四頁。
- (7) カント・前出注(6) 二八一―二八二頁。
- (8) Vgl. Arthur Kaufmann, Das Schuldprinzip. Eine strafrechtlich-rechtsphilosophische Untersuchung. 2. Aufl. 1976, S. 90ff. アルトゥール・カウフマン(甲斐克則訳)『責任原理ー刑法的・法哲学的研究ー』(二〇〇〇・九州大学出版会) 一二七頁以下参照。
- (9) その根拠については、甲斐・前出注(3) 一一頁以下参照。
- (10) この点について、町野朔「犯罪各論の現在」(一九九六・有斐閣) 一一五頁参照。
- (11) 原田保「死体等に対する財産犯罪の成否」福田平・大塚仁博士古稀祝賀『刑事法学の総合的検討(下)』(一九九三・有斐閣) 五二〇―五二二頁。
- (12) 原田・前出注(11) 五二三頁。
- (13) 甲斐克則「医事法的観点からみた患者の身体」『医学哲学・医学倫理18号』(二〇〇〇) 一六七頁以下参照。
- (14) 粟屋剛「人体部品ビジネスー「臓器」商品化時代の現実ー」(一九九九・講談社)、L・アンドルーズ/D・ネルキン「人

- 体市場―商品化される臓器・細胞・DNA―野田 亮/野田洋子訳(二〇〇二・岩波書店) 参照。
- (15) 日本組織培養学会倫理問題検討委員会「非医療分野におけるヒト組織・細胞の取り扱いについて」組織培養研究一七巻四号(一九九八)一七頁以下。
- (16) 日本組織移植学会「ヒト組織を利用する医療行為に関するガイドライン」(二〇〇二)。
- (17) この点に関して、栗屋 剛『現代的人体所有権』研究序説『徳山大学総合経済研究所モノグラフ2(二〇〇一)、同「人定資源化・商品化と現代的人体所有権」アソシエ二〇〇二・No.9(二〇〇二)一〇一頁以下、「ハ特集」ヒト組織・細胞の取扱いと法』ジュリスト一一九三号(二〇〇一)掲載の座談会および諸論稿、宇都木伸「死体検査の際に採取されたヒト由来物質―イギリスの最近の動向に関する覚え書き―」東海法学二七号(二〇〇二)一頁以下、「特集・医学研究の進歩と法」ジュリスト一二四七号(二〇〇三)掲載の座談会および諸論稿参照。なお、甲斐克則「医事刑法への旅 第17講 人体の利用と刑法・その1―身体、身体から切り離された「身体の一部」および死体の法的な位置づけ―」現代刑事法六巻二号(二〇〇四)掲載予定、同「人体およびヒト組織等の利用をめぐる生命倫理と刑事規制」唄孝一先生賀寿記念論文集『人の法と医の倫理』(二〇〇四・信山社) 掲載予定参照。
- (18) この点については、甲斐・前出注(1)『三島古稀』五〇五頁以下参照。
- (19) この点の詳細については、甲斐・前出注(1)『三島古稀』四九七頁以下および同「ヒト受精卵・ES細胞・ヒト細胞の取扱いと刑法―生命倫理の動向を考慮しつつ―」現代刑事法四巻一〇号(二〇〇二)六〇頁以下参照。
- (20) 同法については、別途分析した。甲斐克則「ヒト・クローン技術等規制法について」現代刑事法三巻四号(二〇〇一)八七頁以下参照。
- (21) オランダのシステムについては、甲斐克則「医事刑法への旅 道草編・その1 オランダの被験者保護の法システム―倫理委員会の在り方の模索への旅―」現代刑事法五巻六号(二〇〇三)一一一頁以下参照。
- (22) 甲斐・前出注(1)『三島古稀』五〇八―五〇九頁参照。

## **A Fundamental Consideration on the Use of Humanbody and Humantissue etc. and Criminal Regulation.**

Katsunori KAI\*

### **Abstract**

This paper aims to show the meaning and the boundary of the use of Humanbody and humantissue etc. from the viewpoint of criminal law. I think that humandignity underlies the problem, but humandignity doesn't coincide with respect for humanlife. Humandignity is essential for humanesse and yet it is realistic. In this paper firstly I argue the legal status of humanbody, secondly the legal status of a part of humanbody which is separated from humanbody and corpse, and thirdly the legal status of humantissue etc.. In Japan the time comes when the use of these should be regulated properly. Natunaly we must carefully consider about the way of criminal regulation. The progress of medical science must be in harmony with humanrights or humandignity.